

令和8年4月

トラック輸送をご利用される
荷主の皆様

(公社) 全日本トラック協会
(公社) 福島県トラック協会

燃油価格高騰の影響を受けるトラック運送事業者に対する配慮について（お願い）

日頃は、トラック運送事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現下の中東情勢の影響を受け、原油価格がおおよそ4年ぶりの水準まで一時的に急騰するなど、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇によって、トラック運送事業者の収益が強く圧迫されることが懸念されております。

中小企業庁が実施した「価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査」によれば、トラック運送業におけるコスト増に対する転嫁率は、受注者の立場で全30業種のうち27位となる36.5%となっており、特にエネルギー費の転嫁率は33.9%にとどまるなど、他業種と比較して価格転嫁が進んでいない状況となっており、トラック運送事業における構造的な価格転嫁を推進し、事業継続のための原資を確実に確保することが重要です。

また、本年1月より、新たに、発荷主のトラック運送契約の一部が、中小受託取引適正化法（取適法）の適用対象とされたことも踏まえ、取適法等の関係法令及びこれらに基づき策定されたガイドライン等（トラック運送業における適正取引推進ガイドライン、各業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針））に則った適正な取引を徹底いただくことが必要です。

つきましては、原油価格高騰による事業者の窮状を荷主の皆様にご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. トラック運送事業者との適切な協議による価格決定について

取適法においては、委託事業者と中小受託事業者との取引対価の決定方法について、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利

益を不当に害する行為は、禁止行為として規定されているところです。

貴社におかれては、現下の状況を踏まえ、エネルギー価格等が上昇した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、燃料サーチャージ制の導入を含めた価格変更を柔軟に行うなど、価格変動が反映されている公表資料を交渉の基礎としつつ、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分に協議した価格決定がなされるよう要請いたします。

2. 燃料サーチャージ制の導入について

国土交通省では、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年改定）において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和6年3月に国土交通省が告示した「標準的運賃」では燃料サーチャージが規定され、軽油価格は120円/ℓで算出されており、それを超えた場合は別に収受するよう定めています。

運送依頼をする各事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め、燃料サーチャージ制を導入していただきますよう要請いたします。

なお、トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、取適法に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく、国土交通省トラック・物流Gメンによる働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

3. 「標準的運賃」の活用について

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的運賃」を国土交通大臣が告示しています。

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

以上